

出席停止届

東京都立狛江高等学校長殿

担任印	教務印

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名

印

以下は、医療機関に記入してもらい、登校時に持参し、担任印をもらってから、教務に提出して下さい。休んだ授業の先生および担任への連絡は、《別紙1》を記入し、教務印をもらってから、各担当の先生へ提出して下さい。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間について(学校保健安全法施行規則第18条)

表
ア

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、及び鳥インフルエンザ(H5N1) 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。	治癒するまで
第二種感染症	インフルエンザ(※下記参照)	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺または舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消帯した後日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで	
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	条件によっては出席停止の措置が考えられる感染症	
	溶連菌感染症・マイコプラズマ感染・ウイルス性肝炎・感染性胃腸炎等(全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合)	

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例：頭じらみ・水いぼ・とびひ

医療機関の方々へ…上記の表ア内の該当する感染症名を○で囲み、下記の枠イ内を記入して下さい。

イ

出席停止期間：令和 年 月 日() ~ 月 日() (日間)

医療機関名 _____ 医師名 _____ 印

※インフルエンザの場合のみ、生徒氏名・疾患名がわかるもの(お薬説明書・領収書等の写しいずれか1点)を裏面に貼付ければ、医療機関による記載がなくても構いません。(この場合、保護者が表ア内のインフルエンザを

○で囲み、枠イ内の出席停止期間と日数を記入して下さい。) 生徒→担任→教務(保管)→保健室(調査報告)